

# 調布市公共施設マネジメント計画(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年12月23日(金)～令和5年1月23日(月)
- (2) 周知方法 令和4年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 企画経営課(市役所5階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・公民館・地域福祉センター(染地を除く), 教育会館(1階), 総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, Logoフォームで市役所企画経営課まで提出

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 26件(7人)

＜提出意見の内訳＞※複数章にまたがる意見があり合計数が一致しません。

第1章 「公共施設マネジメント計画の概要」に対する意見	3件
第2章 「マネジメント計画における取組の考え方」に対する意見	10件
第3章 「個別施設の状況・方向」に対する意見	10件
第4章 「施設整備方針」に対する意見	3件
第5章 「計画期間I期における取組」に対する意見	0件
その他	1件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
1	4	施設整備方針	調布市受動喫煙防止条例の内容を反映し、公共施設は敷地内禁煙とする旨を明記してほしい。	調布市受動喫煙防止条例により市立施設は原則、敷地内禁煙となっております（市営住宅、高齢者住宅などの例外を除く）。今後も調布市受動喫煙防止条例の周知啓発に努めて参ります。	
2	4	施設整備方針	トイレをウォシュレットにしていってほしい。	公共施設におけるウォシュレットの設置については、電源の設置やコストなどの課題があることから、現時点で全てのトイレに設置することは難しいと考えておりますが、一般的な設備として普及していることを踏まえ、施設を改修、新築する場合に利用状況等に応じてウォシュレットの設置を検討して参ります。	
3	4	施設整備方針	公共施設は、すべからく調布市のFreeWifiを設置してほしい。	調布FreeWi-Fiにつきましては、文化会館たづくりや市民プラザあくろす等に設置しています。利用者の利便性向上や、災害時の情報収集のため、今後も利用状況や利用者ニーズの把握に努めながら、公衆無線Wi-Fiの設置を検討して参ります。	
4	3	個別施設の状況・方向	市営住宅は、居住部分であっても、共用部は禁煙として管理してほしい。特にベランダ喫煙による火災や受動喫煙が問題となっているためです。	市営住宅の入居者は、調布市市営住宅条例に基づき、市営住宅等について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない義務を負っております。そのため、火災や喫煙を含め、他の入居者の使用に影響を及ぼすことのないよう、適宜、周知して参ります。	
5	1	公共施設マネジメント計画の概要	税金を使つての公衆喫煙所は作らないで下さい。 公衆喫煙所を作っても、路上喫煙をなくす実効性はありません。 なぜなら、公衆喫煙所で喫煙するようなマナーの良い喫煙者は、現在も喫煙所で喫煙するためです。 このようなものは、タバコで利益をあげているタバコ産業やタバコ屋が自らの売り上げに基づき自らの費用で自らの土地に設置すべきものです。税金を使うものではありません。	喫煙所は、屋外分煙施設を設置した場合でも、その周辺で継続的に受動喫煙が生じると考えられること、また、喫煙所は密室、密集となりやすく新型コロナウイルスの感染拡大のリスクがあることを踏まえるとともに、令和元年7月に施行した調布市受動喫煙防止条例において、次代を担う子どもたちをはじめ全ての市民の健康を守ることを目的にしていることから、公衆喫煙所を設置しない方向で考えております。今後も、国や東京都の動向を注視しつつ、市民等の健康を守るための取組を進めて参ります。	
6	1	公共施設マネジメント計画の概要	計画が税収の減少、超高齢化社会の進行による保障関係経費の増大などにより、財源確保が困難になると想定し、策定されているのは理解できます。	公共施設を取り巻く環境は、今後、一層厳しくなることが予想されます。そのような中であっても、市は、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「効果的・効率的な行財政運営」の確立を目指して、公共施設の総合的かつ計画的な管理に取り組んで参ります。	
7	1 2	公共施設マネジメント計画の概要 マネジメント計画における取組の考え方	①「市民ニーズ」という言葉について p.4 ～公共施設に関する市民ニーズの変化～ どんな変化を想定しているのか？ p.7 目的、および p.10 ～施設の機能については市民ニーズを踏まえて～ どんな市民ニーズか？ p.8 ～施設機能の変化～市民ニーズを踏まえ～ どんな市民ニーズか？	年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は大幅な増加を予測しており、児童福祉施設よりも高齢者支援施設の需要が高まるなどの公共施設に関する市民ニーズの変化を想定しています。 また、各施設の設置目的・根拠、提供サービスが、市民ニーズに基づくものと考えております。しかしながら、施設毎の市民ニーズについては、「人口の増減」、「人口構造の変化」、「社会環境の変化」などにより変化するものと考えており、公共施設の配置を検討する際には、こうした変化による市民ニーズの把握に努めて参ります。	
8	2	マネジメント計画における取組の考え方	p.10 基本方針1. ～施設から機能（サービス）へ～ この機能（サービス）とは、例えば、どんな形態を想定しているのか？	公共施設では様々な市民サービスを提供していますが、専用の施設がなくても市民サービスの提供は可能だと考えております。例えば、施設を必要としないICT活用によるサービス提供（電子申請による証明書発行や、webでの相談による施設窓口の縮減など）や民間施設の借上、広域連携などを想定しています。	
9	2	マネジメント計画における取組の考え方	基本方針3. 民間活力等の活用 ～アウトソーシング等～と書かれているが、「アウトソーシング」以外にどのような形態を想定しているのか？	改修費等の抑制に向けては、アウトソーシングのほか、PPP、PFIによる民間活力等の活用や、他の行政主体等との連携などを想定しています。	
10	2	マネジメント計画における取組の考え方	p.14 ②小・中学校施設の取組の考え方 【取組の留意点】 ～若葉小学校と第四中学校において取り組んでいる一体型施設整備を検討～ 若葉小・四中の場合は、PFI方式を導入予定のようだが、今後の公共施設マネジメントの基本的取組み事例の一つとなる可能性があり、成果を注目したい。	学校施設の多くは、高度経済成長期から昭和50年代にかけて、急激な児童・生徒の増加に伴い集中的に整備を行ってきましたので、更新時期が集中する恐れがあります。そのため、学校施設については、児童・生徒数や周辺のまちづくりの動向を踏まえ、目標使用年数の前倒しも含め、財政負担の平準化を図るべく計画的に更新を実施する必要があります。 こうしたことから、現在、敷地が隣接している若葉小学校と第四中学校において、一体型施設整備の検討に加え、財政負担の抑制や平準化のためPFI手法の検討にも取り組んでいます。	

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
11	3	個別施設の状況・方向	はじめに： ・パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 ・このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください。 意見： ●財政的な視点が中心で、個別施設の状況・方向シートはほとんどが供給サイドの内容であり、需要サイドの内容も記載する必要がある。需要サイド（必要性や利用状況）の内容がほとんど見えないまま、「見直しの方向」が書かれているのは、客観的根拠に基づいているかわからないので問題がある。 修繕は、現状回復なので特に説明が要らないだろうが、それでも工事に伴う影響（利用者や周辺環境へ）の説明はある。ましてや、統廃合や再配置などといったものは、市民への影響が大きい。	本計画の策定に向けては、平成27年度に市における公共施設の利用状況や課題などを整理した公共施設白書を作成し、平成28年度には、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する市の基本的な考え方を示す公共施設等総合管理計画を策定しました。さらに、平成30年度においては、保育園、図書館、地域福祉センター等の公共施設の分類ごとに、市民ニーズの傾向など機能見直しの視点や公共施設マネジメントの取組時期などの検討を踏まえ、今後の見直しの方向や検討の視点などを示す公共施設見直し方針を策定して参りました。 個別施設の状況方向シートにつきましては、こうした検討を踏まえ取組の方向を定めておりますが、今後も継続的に、「人口の増減」、「人口構造の変化」、「社会環境の変化」などにより変化する市民ニーズの把握に努めて参ります。また、公共施設の工事等を実施する際には、利用者や周辺環境への影響など、市民への影響に十分配慮して参ります。	
12	2	マネジメント計画における取組の考え方	●需要サイドの内容を充実させるためには、利用者である市民に早い段階から計画を示し、市民参加で行うことが必要である。そのような内容が見受けられない（公共施設に関する市民アンケート調査結果が「計画策定時に反映予定」とあって、記載されていないので、どの程度のものかわからない）。 市役所職員だけの発想ではなく、広く多くの市民の意見を聴くことによって、斬新な発想や新たな方向性を見出すべきである。	公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の理解と協力が必要だと考えております。そのため公共施設マネジメントの推進に当たっては、多様な市民参加手続を活用しながら情報共有や意見交換を行う必要があると考えております。こうした考えは、総合管理計画に位置付けた「公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等」に記載しております。 このことを前提にマネジメント計画を策定しておりますが、改めて10ページに基本方針を支える取組等について記載をいたしました。	○
13	3	個別施設の状況・方向	●個別施設の状況・方向シートの劣化度のAやBが何を意味するのか、劣化の程度や緊急性などが容易にわからない。どこかに書かれているのかもしれないが見当たらない。	個別施設の状況・方向シートの劣化度については、令和3年度に実施した公共施設劣化状況調査により9ページに記載の判定基準に基づき記載をしております。その説明について12ページの個別施設の状況・方向シートの説明書きの枠内に追記をいたしました。	○
14	—	その他	調布市公共施設マネジメント計画 素案 へのパブコメ募集ですが、これについての説明会は行われたのでしょうか？ これだけの膨大で複雑なモノを専門家でもない市民が自宅一人でたやすく読み込めるとも思えません。今回説明会があったことは知りませんでした。行革プラン2019が、たいへん重要な公共施設計画だということは、グリーンホール問題で知りましたが、総合計画や基本計画の関連もよくわかりません。是非、手続きを踏んで市民に知らせ、理解を得る努力をしてください。このようなパブコメを出すことは気が引けますが、市民を置き去りにせぬよう、との思いで提出します。	本計画の策定に当たりましては、パブリック・コメント手続にあわせて、ホームページ及びLINE公式アカウントでお知らせのうえ、意見交換会を実施いたしました。 また、公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の理解と協力が必要だと考えております。そのため、公共施設マネジメントの推進に当たっては、多様な市民参加手続を活用しながら情報共有や意見交換を行う必要があると考えております。	
15	3	個別施設の状況・方向	◎総合福祉センターについて 素案では「移転」となっているが、移転させず、調布駅前に在る事が必要。そうであれば、最大限に機能を発揮できる。京王多摩川に移転すると、不都合が多々生じる。市民にとってベストの選択は調布駅前にある事。案を見直し「移転」は中止してほしい。	総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。 これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。 そのため、現地で建替えを行う場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることに留意する必要があります。 こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくことは困難と考えており、現在は、令和4年2月にとりまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの基本機能のほか機能配置や交通利便性について、検討を進めています。 今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めて参ります。	

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
16	3	個別施設の状況・方向	◎グリーンホールについて 総合福祉センター敷地も含めて検討となっているが、そうであるなら建物は総合福祉センターの建物と一体化して考えるべきである。総合福祉センターの建物も合わせて <b>考える</b> と明記してほしい。	総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。 これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。 そのため、現地で建替えを行う場合やグリーンホールの建替に併せて総合福祉センターを合築する場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることに留意する必要があります。 こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくこと等は困難と考えており、現在は、福祉サービスの継続的な提供の必要性や仮移転を行う仮設建築物の整備が困難であること等を踏まえ、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めることとしております。 今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、移転に向けた取組を進めて参ります。	
17	3	個別施設の状況・方向	◎公民館について 直営で長寿命化の方針は適切だと考える。東部公民館ようやくエレベーターがつくが、これからも利便性の向上を図りながら、市民のための社会教育施設として維持して行ってほしい。	公民館は社会教育法20条に基づいて、地域住民の実際生活に即する教育や文化などに関する各種事業を行い、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設であり、長寿命化に向け継続して維持保全を実施する施設として計画に位置付けております。	
18	2	マネジメント計画における取組の考え方	調布市公共施設マネジメント計画素案への意見 前計画に対して ○個々の公共施設マネジメント計画を進める時に、集約・複合化、移転、民間委託などの方向性を先に決め、から市民、利用者に提示するのではなく、市民と共にどうしたらいいかを進めてほしい。 大事なのは市民にとって、どんな施設が必要なのかということだと思う	公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の理解と協力が重要だと考えております。そのため公共施設マネジメントの推進に当たっては、多様な市民参加手続を活用しながら情報共有や意見交換を行う必要があると考えております。	
19	2	マネジメント計画における取組の考え方	○集約・複合化、多機能化って本当に経費が安くなるのか？ 民間委託も民営化もどうなのか。少ない費用の中で必要な施設をどう確保していくことが大切なのは。	公共施設を取り巻く環境は、今後、一層厳しくなることが予想されます。そのような中であっても、市は、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「効果的・効率的な行財政運営」の確立を目指して、公共施設の総合的かつ計画的な管理に取り組みます。 公共施設マネジメントの取組に当たっては、公共施設の適正な配置・総量の抑制と併せて、老朽化に対応した適切な維持保全や更新のほか、管理運営・改修・更新費の縮減、負担の平準化について、民間活力の活用等を踏まえながら取り組みます。 また、公共施設の適正な配置と総量の抑制に当たっては、公共施設の全体数や床面積等は抑制を図る一方で、施設の機能については、市民ニーズを踏まえて現行のサービス水準を維持することを基本に、集約・複合化、多機能化、アウトソーシング等に取り組んで参ります。	
20	2	マネジメント計画における取組の考え方	○結論ありきの「説明会」「ワークショップ」「パブリックコメント」による計画策定における「住民参加」（検討委員会）の形式化はやめてほしい。	公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の理解と協力が重要だと考えております。そのため公共施設マネジメントの推進に当たっては、多様な市民参加手続を活用しながら情報共有や意見交換を行う必要があると考えております。	
21	2	マネジメント計画における取組の考え方	○施設計画そのものを民間事業者に委託をするのではなく、市民と民間委託会社との橋渡しをするのではなく、市職員が現場職員と共に主に考えてほしい。市、市民のことをわかっているのは市役所の職員のはずである。また市には専門家がいます、外部企業、大手の企業でなく、調布のまちを思って人だちも視野にいれて進めてほしい。	公共施設マネジメントには、専門的な知識やノウハウが必要であることから、専門的な知見を有する人材の確保・育成についても検討して参ります。	



## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
22	2	マネジメント計画における取組の考え方	○民間は、利潤をもとめる。利益が上がらないとやめていけない。公共施設の利用料があがり、使えなくなる。お金のある人もない人も安心して使えるのが公共施設。なのに、お金がある人だけが使える施設にしないでほしい。	限られた財源の中で、質の高い市民サービスを持続的に提供していくには、公共施設の維持管理、更新などのノウハウを持つ民間事業者等との連携が欠かせないことから、行政と民間事業者等との役割分担の下、市民サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間活力の活用等の検討をすることとしています。 利用料については、施設の設置目的等によって定めていますが、社会情勢の変化や市民ニーズ等を捉えながら、民間活力の活用等にかかわらず、利用の実態に照らし合わせて、必要に応じて見直しを図って参ります。	
23	3	個別施設の状況・方向	P66 グリーンホール ○グリーンホールの建て替えにあたり、総合福祉センターを入れてください。	総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。 これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。 そのため、現地で建替えを行う場合やグリーンホールの建替に併せて総合福祉センターを合築する場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることに留意する必要があります。 こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくこと等は困難と考えており、現在は、福祉サービスの継続的な提供の必要性や仮移転を行う仮設建築物の整備が困難であること等を踏まえ、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めることとしております。 今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、移転に向けた取組を進めて参ります。	
24	3	個別施設の状況・方向	○1200の客席規模を維持してください。たづくりと同じホールはいらない。大きな舞台劇やいままでやっている歌舞伎や第9の大演奏会はつづけてしたい。 府中に行くのではなく小学校、中学校の全生徒、保護者がみんな参加、みれる規模が欲しい	グリーンホールについては、建替え後においても、市民の文化芸術の拠点としての機能を継承していくことを基本的な考えとしています。今後、様々な市民参加手法を活用しながら、グリーンホールの整備に関する検討を進める中で、敷地内に配置可能なホール規模についても検討を進めて参ります。	
25	3	個別施設の状況・方向	○総合福祉センターは、調布駅周辺に建ててほしい。	総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。 これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。 そのため、現地で建替えを行う場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることに留意する必要があります。 こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくことは困難と考えており、現在は、令和4年2月にとりまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの基本機能のほか機能配置や交通利便性について、検討を進めています。 今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めて参ります。	

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
26	3	個別施設の状況・方向	<p>○総合福祉センターの移転に反対です。 多くのご利用者の方が大変に不便な思いです。 多くのご利用者の方が反対しています。 便利な調布駅前に総合福祉センタを存続させてください。</p>	<p>総合福祉センターは、建設から39年が経過しており、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善が必要となっています。また、将来的にはセンター敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していく必要があります。</p> <p>これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への福祉サービス等を行っていることから、施設の移転・更新時においても、それらのサービスの継続的な提供が不可欠となります。</p> <p>そのため、現地で建替えを行う場合は、工事期間中の仮移転場所として仮設の建築物を整備する必要がありますが、調布駅周辺においては、建替え期間中の仮移転用地の確保が困難であること、また、仮設の建築物の整備は、整備コストの増加につながることに留意する必要があります。</p> <p>こうしたことから、総合福祉センターを現敷地で維持していくことは困難と考えており、現在は、令和4年2月にとりまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの基本機能のほか機能配置や交通利便性について、検討を進めています。</p> <p>今後も、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めて参ります。</p>	